

## 改正概要説明書

国名： ドイツ

法令名： 商標規則

改正情報： 2018年12月12日改正

### 改正概要：

#### 1. 出願様式の規定の改定

・出願様式について、電子出願には所定の規則が適用される旨の規定を追加した(第2条(1))。

#### 2. 出願内容の規定の整備

・出願商標の表示について、平面以外の商標は商標の説明を願書に記載する旨の規定を追加した(第3条(1)2)。

#### 3. 出願人情報の特定方法の整備

・願書に記載する出願人情報として自然人・法人・パートナーシップ等の種類に分けて特定方法の規定を整備した(第5条)。

#### 4. 商標の種類を追加

・願書に記載する商標の種類に色彩商標を追加した(第6条5)。

#### 5. 商標の説明に関する規定の新設

・出願対象の商標が平面図形では十分に表示できない場合に商標の説明を記載することができること、及びその記載の要件を新たに規定した(第6a条)。

#### 6. 図形商標に関する規定の整備

・出願対象の商標が図形商標の場合におけるその具体的な特定方法を、データで提出する場合も含めて整備した(第8条)。

#### 7. 立体標章に関する規定の整備

・立体標章を出願する場合の願書における特定方法について、データで作成する場合を含めて整備した(第9条)。

#### 8. 色彩商標の規定の新設

・色彩商標を出願する場合の願書の記載について、複数の色彩の場合も含めて特定方法の規定を新設した(第10a条)。

#### 9. 外国語による様式の規定の削除

・外国語による様式もドイツ語の訳文があれば使用可能との改正前第14条の規定を削除した。

#### 10. 外国語による商標の出願に関する規定の整備

・商標がラテン文字以外の外国語文字を含む場合は、そのドイツ語翻訳及び音訳等を作成し認証させることを要求できる規定、及び不提出の場合は出願が拒絶される旨の規定を新設した(第 15 条)。

・出願書類の外国語の翻訳文の要求及び翻訳文の提出時期による取扱い並びに翻訳文不提出の場合の効果に関する規定を整備した(第 16 条)。

#### 11. 商品・サービスの分類に関する規定の追加

・2004 年 6 月 1 日前に出願された商標出願に係る商品・サービスが所定の区分に従っていない場合、庁が職権で分類できる旨の規定を追加した(第 22 条(2))。

#### 12. 登録公告に関する規定の整備

・商標出願が登録された後の公告について公告の内容を整備し、最初の公告の際は異議申立が可能である旨の注記を付すべきとの規定を追加した(第 27 条)。

#### 13. 出願分割及び登録分割の規定の整備

・出願分割及び登録分割について、分割後の商標の平面図形表示又は音響商標の音響表示を提出すべき旨の規定を削除した(改正前第 35 条(5)及び第 36 条(5)の削除)。

#### 14. 地理的表示・原産地名称の出願の規定の見直し

・欧州理事会規則に基づく地理的表示・原産地名称の保護の出願について根拠法令を更新した(第 47 条)。

・欧州理事会規則に基づく地理的表示・原産地名称の保護の出願について、異議申立の理由補充期間を申立書提出から 2 月と明確化するとともに、庁に異議申立があったことの報告に関する規定を整備した(第 50 条, 第 51 条)。

#### 改正内容：

##### ・第 2 条

出願の様式に関して明確化された。

##### ・第 3 条

出願の内容に関して明確化された。

##### ・第 5 条

出願人情報に関して明確化された。

##### ・第 6 条

色彩標章が追加された。

・ **第 6a 条**

商標の説明に関する新設条である。

・ **第 8 条**

図形標章の出願に関して明確化された。

・ **第 9 条**

立体標章の出願に関して明確化された。

・ **第 10a 条**

色彩標章に関する新設条である。

・ **第 14 条**

削除された。

・ **第 15 条, 第 16 条**

外国語による出願に関して明確化された。

・ **第 27 条**

登録商標の公告に関して明確化された。

・ **第 35 条**

旧法(5)が削除された。

・ **第 36 条**

旧法(5)が削除された。

・ **第 47 条**

地理的表示及び原産地名称の保護に関して明確化された。

・ **第 50 条, 第 51 条**

異議申立に関して明確化された。